

個人情報越境標準契約

国家インターネット情報弁公室は個人情報越境標準契約弁法を公布し 2023年6月1日から施行されます。

越境 EC 等の運営で個人情報を取得する場合などは注意が必要な手続きです。

個人情報越境標準契約には「定義」「個人情報処理者の義務」「越境受領者の義務」「越境受領者の所在する国家或いは地区における個人情報保護政策と法規が契約履行に対するの影響」「個人情報主体の権利」「救済」「契約解除」「違約責任」「その他」の条項があり、個人情報処理者は標準契約の効力発生日から **10 営業日以内**に所在地の省級ネット情報部門に届出しなければなりません。

個人情報越境標準契約弁法（抜粋）

第1条

個人情報の権益を保護し個人情報の越境活動を規範化するため、《中華人民共和国個人情報保護法》等の法律法規により本弁法を制定する。

第2条

個人情報処理者は越境受領者と個人情報越境契約（以下、標準契約という）を締結する方法で中華人民共和国国外に個人情報を提供し本弁法を適用する。

第4条

個人情報処理者が標準契約を締結する方式で個人情報を越境提供するときは、同時に以下の状況に合致しなければならない。

- (1) 重要情報インフラ運営者でない。
- (2) 100万人未満の個人情報処理
- (3) 前年1月1日から累計越境提供した個人情報が10万人未満
- (4) 前年1月1日から累計越境提供した敏感な個人情報が1万人未満

第5条

個人情報処理者は個人情報を越境提供する前に個人情報影響評価をしなければならない。

西山会計事務所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

第7条

個人情報処理者はその標準契約の効力発生日から10営業日以内に所在地の省級ネット情報部門に届出しなければならない。届出には以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 標準契約
- (2) 個人情報保護影響評価報告

第8条

標準契約の有効期限内に以下のいずれかの状況が生じたときは、個人情報処理者は改めて個人情報保護影響評価し補充或いは標準契約を再契約しかつ届出手続きをしなければならない。

- (1)越境提供する個人情報の目的、範囲、種類、敏感程度、方法、保存場所或いは越境受領者の個人情報の用途、形式に変化が生じたとき或いは個人情報越境保存期間を延長したとき
- (2)越境受領者の所在する国家或いは地区の個人情報保護政策と法規の変化により個人情報権益に影響する可能性があるとき
- (3)個人情報権益に影響する可能性があるその他のとき

第11条

省級以上のネット情報部門は個人情報の越境活動に比較的重大なリスクの発現或いは個人情報の事件が発生したときは、法に基づき個人情報処理者と会談できる。個人情報処理者に是正を要求できる。

第13条

本弁法は2023年6月1日から施行する。本弁法施行前に既に個人情報の越境活動を展開し本弁法に適合しないときは、本弁法施工日から6ヶ月以内に是正しなければならない。